

地方衛生研究所全国協議会における社会医学系専門医協会認定の K 単位取り扱いに関する研究会等責任者等へのお願い

社会医学系専門医制度が発足して 8 年を迎えております。その間地方衛生研究所全国協議会は社会医学系専門医協会の構成団体として、その制度の運営及び発展に大きく貢献してきているところです。その一環として、地全協が開催する講習会・研究会や国立試験研究機関との協働で実施する各種協議会では、その受講者に対して専門医指導医の更新に必要な単位（いわゆる K 及び G 単位）を発行してきております。あらためてその発行手続き等にお力を頂いていることに厚く感謝申し上げます。さて、発行に関しては、既に平成 30 年 9 月 18 日付で地方衛生研究所全国協議会長及び社会医学系専門医協会理事の連名にて、「K 単位受講証明書及び G 単位参加証明書の発行 に関して - 研究会等責任者等へのお願い」をお知らせしたところですが、その中で

「(1) K 単位 K 単位は講習会の K から由来します。研究会等で実施される教育講演、特別講演等を受講することで獲得できるもので、社会医学系専門医・指導医にとって、研鑽を積む上で有益と認められるものです。社会医学系専門医協회를構成する学会・団体が独自に審査し認定します。ただし、社会医学系専門医協会との申し合わせで、全国レベルの研究会等で開催される講習会等は 3 単位を、地方支部（ブロック）レベルの研究会等では 1 単位を上限と設定されています。また、1 単位は 1 時間以上が必要とされています。従って、複数の講習会等を企画している場合は、その範囲内で選択が必要となります。また 1 時間未満の講習会等では複数の講習会を組み合わせることや、1 時間以上に計画を変更する必要があります。」

と規定しておりました。この度、協会 HP 上で Q&A で「A 7 社会医学系分野に関連する講習会の受講（K 単位：1 コマ 1 単位）の単位数については、1 コマ 1 時間～2 時間で 1 単位とします。また、30 分の講習会は 0.5 単位とします。」とされました。

これを受けて、地方衛生研究所全国協議会の取り扱いについて、令和 6 年 1 月 18 日の会長・副会長・各支部長参加の会議において以下のような説明を行い、承諾を得ましたので、令和 6 年 4 月 1 日より以下のような K 単位申請取り扱い一部追加変更を行います。

・ 30 分以上 1 時間未満の単独の研修申請においては K 単位 0.5 単位として審査を行います。ただし、参加者の効果的な単位習得のために複数の講習会を組み合わせるとなる場合はそれによる K 単位 1 単位審査を優先します。なお、1 時間未満の研修申請が支部長に上がった場合は支部長が 1 時間までカリキュラム調整を開催申請者に推奨することが望まれます。

以上ですが、不明な点やご質問は地方衛生研究所全国協議会事務局までお問い合わせください。

令和 6 年 4 月 1 日

地方衛生研究所全国協議会

会長 東京都健康安全研究センター所長

吉村 和久

社会医学系専門医協会

理事 埼玉県衛生研究所副所長

岸本 剛